平成３１年度京都市国民健康保険特定健康診査電話勧奨業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

京都市保健福祉局
生活福祉部保険年金課

医療費適正化の中長期的対策として，平成 20 年度から，「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき，医療保険者が，内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し生活習慣病の予防・改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導を 40 歳から 74 歳までの加入者に対し実施することが義務付けられました。

京都市国民健康保険においても，40 歳以上の加入者を対象に，国の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて特定健康診査・特定保健指導を実施しており，このうち特定健康診査については，医療費適正化の推進と「世界一健康長寿のまち・京都」の実現を目的に，更なる受診率の向上を図る取組を進めています。

この度，同取組の一環として，京都市国民健康保険特定健康診査の対象者の一部に対し，年度初めの受診券送付に合わせた電話勧奨を業務委託により行います。

本要領は，同業務委託について，公募型プロポーザル（以下，「プロポーザル」という。）方式による選定手続きを定めるものです。

記

１　業務内容の概要

⑴　名称　　平成３１年度京都市国民健康保険特定健康診査電話勧奨業務
⑵　内容　　別紙「平成３１年度京都市国民健康保険特定健康診査電話勧奨業務委託仕様書（案）」による。
⑶　委託期間　契約締結日～２０１９年７月３１日（水）

２　予定価格の上限等

１，８００，０００円※（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※　業務の遂行にかかる経費は契約金額に含まれるものとする。

３　参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は，次に揚げる要件を全て満たす者とします。

⑴　京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であり，かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に，京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていない者又は，京都

市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に揚げる資格を有すると認められる者。

⑵　平成２６年４月以降において本業務と同種の業務の受託実績を有すること。

⑶　緊急時に京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課執務室（京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町５００－１　中信御池ビル４階）へ１２時間以内に到着可能であること。

⑷　個人情報の取扱について適切な保護措置を講じており，一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか，JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又はISO／IEC27001の認定を２年以上継続して，現在も保有していること。

４　参加申請

⑴　申請期限　平成３１年３月１１日（月）午後５時まで（必着）

⑵　申請場所　〒６０４－８０９１
京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町５００－１
中信御池ビル４階　京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課
（担当：髙瀬・坂下）
電話：（０７５）２１３－５８６２
e-mail：tokutei-kenshin@city.kyoto.lg.jp

⑶　申請方法　参加申請書（別紙１）を申請場所へ持参すること。参加申請書は，平成３１年２月２２日（金）以降，上記申請場所で交付するほか，京都市ホームページ上からもダウンロードできる。
○京都市ホームページ
（http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000247688.html）

⑷　必要書類

ア　参加申請書（別紙１）

イ　平成２６年４月以降における同種業務の受託実績が分かるもの（様式は任意）。
なお，どのような内容・規模の業務かが分かるものとする。

ウ　会社概要が分かる書類（パンフレット等）

エ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか，JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又は

ISO／IEC27001 の認定を取得し，２年以上経過していることが分かる書類（許諾書の写し等）

５　プロポーザル参加に関する質問及び回答

⑴　受付期限　平成３１年３月６日（水）午後５時まで（必着）

⑵　受付場所　４⑵と同じ。

⑶　質問方法　電子メール(tokutei-kenshin@city.kyoto.lg.jp)又は持参(様式自由の書面）による。

⑷　回　　答　質問に対する回答は，原則として平成３１年３月８日（金）中に，質問者に対し電子メール又は書面により回答するとともに，本市ホームページ上で回答を公開する。

６　企画提案書の提出

⑴　提出期限　平成３１年３月１３日（水）午後５時まで（必着）

⑵　提出場所　４⑵と同じ。

⑶　提出資料　企画提案書（１０部）と見積書（１部）

⑷　提出方法　郵送又は持参すること。

⑸　提案事項

『「平成３1 年度京都市国民健康保険特定健康診査電話勧奨業務委託」に関するプロポーザル企画提案書等作成要領』（別紙２）を参照のこと。

※　４（１）の申請期限までに参加申請を行わなかった者の企画提案書は受理しない。

※　「**４　参加申請**」を受理した者のうち，６(１)提出期限までに企画提案書が提出されない場合は，辞退したものとみなし，参加申請の受付を取り消す。

７　受託者の選定方法

⑴　受託者の選定

企画提案書の提出者（以下，「提案者」という。）からの提出書類及びプレゼンテーションに基づき，本事業をより適切に遂行する能力等を審査して評価点を算出し，評価点の最も高い１者を受託候補者として選定する。

プレゼンテーションは，提案者が１者のみであった場合にも実施する。

なお，最も評価点が高い提案者が２者以上あった場合は，評価項目「実施内容」の評価点小計が最も高い提案者を受託候補者として選定し，「実施内容」の評価点小計が同一の者も２者以上あった場合は，「費用見積額」の最も低い提案者を受託候補者として選定する。

また，受託候補者に選定された者が，辞退等により契約に至らなかった場合は，次に順位の高い次点者を受託候補者とする。

⑵　プレゼンテーションの実施

ア　日時

平成３１年３月１９日（火）午後１時００分～（予定）

イ　場所

京都市役所会議室

詳細な出席時間，場所等については，提案者に別途通知する。

ウ　方法

・　説明３０分以内，質疑応答１５分程度

・　説明に用いる資料は，事前に提出された企画提案書のみとする。

⑶　評価項目

「平成３１年度京都市国民健康保険特定健康診査電話勧奨業務委託提案に係る選定基準」（別紙３）に掲載する。

⑷　評価結果の通知

評価結果については，評価後，順位を付して平成３１年３月２６日（火）に提案者全員に書面により通知する。

また，京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課の特定健診担当ウェブサイト上においても評価結果（事業者名及び評価点）を公表する。

⑸　審査を行う者

受託候補者の選定に当たって，審査を行う者を次のとおり定める。

保健福祉局生活福祉部保険年金課長

保健福祉局生活福祉部保険年金課	特定健診担当	３名
〃	特定保健指導担当	２名

８　契約手続

受託候補者の提案に基づき，業務の計画に応じて，受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し，これに基づき受託者と契約を行う。

９　留意事項

⑴　プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

⑵　提出された企画提案書は返却しない。

⑶　提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し，受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。

⑷　提出書類は，公文書公開請求があった場合，公開することがある。

⑸　今回の募集については，平成３１年度事業として実施するものであるため，今後，本事業に係る予算が成立しなかった場合は，事業を中止し契約しないこともある（予算の不成立による事業中止の場合，本市は違約金支払の責を負わない。）。

＜スケジュール＞

平成３１年	２月	２２日（金）	募集開始
	３月	６日（水）	質問締切り
	３月	８日（金）	質問回答
	３月	１１日（月）	参加申請書提出締切り
	３月	１３日（水）	企画提案書提出締切り
	３月	１９日（火）	プレゼンテーション
	３月	２６日（火）	結果通知予定
	４月	８日（月）	事業開始予定（打合せ等）

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課（担当　髙瀬・坂下）
〒604－8091　京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1
中信御池ビル４階
電話：(075)213－5862　FAX(075)213－5857
e-mail:tokutei-kenshin@city.kyoto.lg.jp